

表 1. 平成 14 年 7 月 26 日付け基安労発第 0726001 号「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について」新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">基安労発第 0726001 号 平成 14 年 7 月 26 日 <u>一部改正 基安労発 1029 第 4 号</u> <u>令和 7 年 10 月 29 日</u></p> <p>都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長</p> <p style="text-align: center;">電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について</p> <p>「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令」(平成 14 年厚生労働省令第 97 号。以下「改正省令」という。)については、平成 14 年 7 月 26 日に公布され、同日より施行されたことに伴い、その改正の趣旨に関しては、平成 14 年 7 月 26 日付け基発第 0726001 号「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について」により通達されたところである。 (略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 「医療用のエックス線装置」の定義について</p>	<p style="text-align: right;">基安労発第 0726001 号 平成 14 年 7 月 26 日</p> <p>都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長</p> <p style="text-align: center;">電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について</p> <p>「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令」(平成 14 年厚生労働省令第 97 号。以下「改正省令」という。)については、平成 14 年 7 月 26 日に公布され、同日より施行されたことに伴い、その改正の趣旨に関しては、平成 14 年 7 月 26 日付け基発第 0726001 号「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について」により通達されたところである。 (略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 「医療用のエックス線装置」の定義について</p>

(削除)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 4 項に定める「医療機器」として流通するエックス線装置であっても、その実際の用途が電子部品の検査等の医療用以外の用である場合には、当該エックス線装置は電離則第 1 2 条第 1 項第 2 号でいうところの医療用以外（工業用等）のエックス線装置となるものであること。

第 3 （略）

電離則に規定する「医療用のエックス線装置」とは、医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の管理下において医療目的で使用されるものであること。

従って、薬事法に基づく医療用エックス線装置基準に準拠しているエックス線装置であっても、その使用目的が電子部品の検査等の医療以外である場合には、当該エックス線装置は電離則第 1 2 条第 1 項第 2 号でいうところの医療用以外（工業用等）のエックス線装置となるものであること。

第 3 （略）

表 2. 平成 20 年 1 月 29 日付け基安労発第 0129003 号「透過写真撮影業務特別教育に係る科目の省略の取扱いに係る周知について」新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">基安労発第 0129003 号 平成 20 年 1 月 29 日 <u>一部改正 基安労発 1029 第 4 号</u> <u>令和 7 年 10 月 29 日</u></p>	<p style="text-align: right;">基安労発第 0129003 号 平成 20 年 1 月 29 日</p>
<p>都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長</p>	<p>都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長</p>
<p><u>エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育に係る科目の省略の取扱いに係る周知について</u></p>	<p><u>透過写真撮影業務特別教育に係る科目の省略の取扱いに係る周知について</u></p>
<p>特別教育に係る科目の省略における他の法令に基づく各種資格の取得者の取扱いについては、平成 9 年 3 月 21 日付け基発第 180 号「特別教育に係る科目の省略範囲の明確化について」(以下「180 号通達」という。)の記の 2 において「他の法令に基づく各種資格の取得者で、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められるものに対しては、当該科目について特別教育を省略することができること」として、省略できる範囲の明確化を行っているところであるが、一部の事業者において、労働安全衛生規則第 36 条第 28 号に規定する「<u>エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務(装置の内部にのみ管理区域((略))が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の一部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務を除く。)</u>」の特別教育(以下「<u>エックス線装置等取扱業務</u></p>	<p>特別教育に係る科目の省略における他の法令に基づく各種資格の取得者の取扱いについては、平成 9 年 3 月 21 日付け基発第 180 号「特別教育に係る科目の省略範囲の明確化について」(以下「180 号通達」という。)の記の 2 において「他の法令に基づく各種資格の取得者で、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められるものに対しては、当該科目について特別教育を省略することができること」として、省略できる範囲の明確化を行っているところであるが、一部の事業者において、労働安全衛生規則第 36 条第 28 号に規定する「<u>エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務</u>」の特別教育(以下「<u>透過写真撮影業務特別教育</u>」という。)に係る科目の省略の取扱いについて十分認知されていないことから、昨年 8 月、「労働安全等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」において、総務省より放射性同位元素</p>

特別教育」という。)に係る科目の省略の取扱いについて十分認知されていないことから、平成 19 年 8 月、「労働安全等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」において、総務省より放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号。旧「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」。)以下「RI 法」という。)に基づく教育訓練を受けた者に対するエックス線装置等取扱業務特別教育に係る科目の省略の取扱いについて、関係事業者に対する周知を徹底するよう勧告されたところである。

ついては、RI 法第 22 条に基づく教育訓練を受けた者に対するエックス線装置等取扱業務特別教育に係る科目の省略の取扱いは 180 号通達に基づき下記のとおりであるので、改めて関係事業者に対して周知されたい。

記

RI 法第 22 条に基づく教育訓練がエックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育規程(昭和 50 年労働省告示第 50 号)以下「規程」という。)に定める範囲及び時間数を満たして行われている場合は、労働安全衛生規則第 37 条に基づき、当該教育訓練の実施をもって規程に定める科目のうち該当するものを省略して差し支えないものであること。

なお、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和 35 年総理府令第 56 号)において、教育訓練に関して帳簿に記載しなければならない事項は実施年月日、項目、各項目の時間数及び当該教育訓練を受けた者の氏名とされており、当該帳簿の法定の記録が行われていることのみをもって、規程に定める範囲及び時間数を満たした教育訓練が行われていることが確認されるものでなく、規程に定める範囲及び時間数を満たしているか否かを具体的に確認する必要があることに留意されたい。

等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)以下「障防法」という。)に基づく教育訓練を受けた者に対する透過写真撮影業務特別教育に係る科目の省略の取扱いについて、関係事業者に対する周知を徹底するよう勧告されたところである。

ついては、障防法第 22 条に基づく教育訓練を受けた者に対する透過写真撮影業務特別教育に係る科目の省略の取扱いは 180 号通達に基づき下記のとおりであるので、改めて関係事業者に対して周知されたい。

記

障防法第 22 条に基づく教育訓練が透過写真撮影業務特別教育規程(昭和 50 年労働省告示第 50 号)以下「規程」という。)に定める範囲及び時間数を満たして行われている場合は、労働安全衛生規則第 37 条に基づき、当該教育訓練の実施をもって規程に定める科目のうち該当するものを省略して差し支えないものであること。

なお、障防法施行規則において、教育訓練に関して帳簿に記載しなければならない事項は実施年月日、項目及び当該教育訓練を受けた者の氏名とされており、当該帳簿の法定の記録が行われていることのみをもって、規程に定める範囲及び時間数を満たした教育訓練が行われていることが確認されるものでなく、規程に定める範囲及び時間数を満たしているか否かを具体的に確認する必要があることに留意されたい。